

## ＜学校感染症と出席停止の基準＞

下にあげた病気は「学校感染症」と呼ばれ、**症状が軽くても原則登校できません。**

病院で診断をうけた場合は、大学に連絡し、医師の許可があるまで自宅で安静に過ごしてください。

これらの病気は、学校安全法で定められたもので「**出席停止**」となり、欠席扱いにはなりません。

### ◆第1種感染症：治癒するまで出席停止（原則、入院）

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マーブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1）

### ◆第2種感染症：よく起こる感染症。出席停止期間を守り、患者の隔離をする。

インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで。又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺・顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂痂化するまで
咽頭結膜炎（プール熱）	主な症状が消失した後2日を経過するまで
結核	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

### ◆第3種感染症：医師が感染の恐れがないと診断するまで、状況により出席停止となる場合あり。

細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、長チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、コレラ、急性出血性結膜炎、その他の感染症（重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために必要があるときに限り、緊急的に措置をとることができるもの）

### ※ 「インフルエンザの出席停止期間」早見表

		発症日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
例 1	発症後1日目に 解熱した場合 (最短期間)	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後 1日目 出席停止	解熱後 2日目 出席停止	発症後 4日目 出席停止	発症後 5日目 出席停止	登校可能	
例 2	発症後4日目に 解熱した場合	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後 1日目 出席停止	解熱後 2日目 出席停止	登校可能

発症日は、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ症状がはじまった日です。病院を受診した際に確認してください。また、病院を受診していない場合は、出席停止の扱いにはできません。